

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前					
<p>（開発許可の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（<u>森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。</u>）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。</p>		<p>（開発許可の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 森林若しくは緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林若しくは緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。</p>					
<p>略</p> <table border="1"><tr><td>土石等の採掘</td><td>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。<u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u></td></tr></table>		土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。 <u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u>	<table border="1"><tr><td>土石等の採掘</td><td>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。</td></tr></table>		土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。
土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。 <u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u>						
土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。						

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 185 331 264"></td> <td data-bbox="331 185 788 264">2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="193 264 788 309">略</td> </tr> </table>		2 略	略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="788 185 927 264"></td> <td data-bbox="927 185 1386 264">2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="788 264 1386 309">略</td> </tr> </table>		2 略	略	
	2 略								
略									
	2 略								
略									
<p>(2) 略 14及び15 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 略 14及び15 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この規則の失効)</u></p> <p>2 <u>この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>								

附 則
この規則は、公布の日から施行する。